

## 学認認証マニュアル：Maruzen eBook Library

学認を利用し、学外から Maruzen eBook Library にアクセスすることができます。

1. 学外から Maruzen eBook Library (<https://elib.maruzen.co.jp/>) にアクセスすると、ログイン画面が表示されますので、「学認アカウントをお持ちの方はこちら」をクリックします。



2. 以下のような所属機関の選択画面が表示されますので「福岡工業大学」（ローマ字で fukuoka と入力しても選択候補が表示されます）を入力して、「選択」をクリックします。



3. 大学付与メールアドレス（\*\*\*\*@bene.fit.ac.jp）と myFIT のパスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

**FIT 福岡工業大学**  
サインイン 大学付与メールアドレス  
メール、電話、Skype \*\*\*\*@bene.fit.ac.jp  
次へ

**FIT 福岡工業大学**  
narihisa@bene.fit.ac.jp  
パスワードの入力  
パスワード myFITのパスワード  
別のアカウントでサインインする  
サインイン

4. 右肩に「FIT 福岡工業大学」と表示されていればログイン完了です。  
電子書籍の購読契約タイトル一覧を確認する場合は、「購読一覧」をクリックしてください。  
(表示に時間がかかる場合があります)

Maruzen eBookLibrary  
あなたの閲覧履歴  
閲覧履歴はありません。

検索 購読契約しているタイトルから検索  
種別 全てのコンテンツ P D F 読上 動画  
検索 書名 五十音順 (昇順) 並替

トップへ  
<< 最初へ < 前へ 1 2 3 4 5 次へ >> 最後へ >>  
1件~50件表示 / 1,652件中

"体験"が感性を育む造形あそび (これからの保育シリーズ 6)  
深谷, ヘルタ (著)

5. 閲覧を終了する際には、必ず右肩の「閲覧終了」をクリックしてください。

閲覧終了

**18歳からはじめる情報法**

目次 検索

§ 表紙

§ はしがき

§ 目次

§ 第1講 情報や通信は憲法とどのように かかわっているのだろうか

§ 1 表現の自由と知る権利

§ 2 人格権

§ 3 通信の秘密

§ 4 情報と財産権

§ 5 情報と生存権

§ 6 生成途上の権利？

§ 第2講 知的財産はどのような場合に法的に保護されるのだろうか

§ 1 知的財産と知的財産法

§ 2 製パン方法の保護：技術に関する知的財産法

§ 3 店名表示の保護：マークに関する知的財産法

§ 第3講 情報通信はどのような法的仕組みで保護されるのだろうか

§ 1 電気通信とは何か：郵便類と電気通信

§ 2 電気通信事業をめぐる法制度

§ 3 通信の秘密の保護とその例外

§ 4 ユニバーサル・サービスの保護の法的仕組み

§ 5 電気通信サービスをめぐる契約とその課題

§ 第4講 サイバースペースにおける表現規制はどのようにされているのだろうか

§ 1 わいせつとは何か

§ 2 サイバーボルトとは何か（平成23年度の刑法一部改

18歳からはじめる情報法

1

情報や通信は憲法とどのように かかわっているのだろうか

**要旨** Aは、友人のBから、大学の授業で「憲法と情報・通信」というレポートを出されて驚いているという相談を受けた。Aは自分も関心があることから、憲法の条文を調べてみることにした。憲法の条文をみると確かに、情報や通信にかかわる条文はあったが、ないものもありそうである。各章の章、情報公開、個人情報保護等々、憲法と関係があるのだろうか。

**1 表現の自由と知る権利**

(1) 憲法の条文をみていくと、基本的人権については、第3章に規定がある。情報と通信にかかわる条文としては、次のような条文に情報や通信がかわっている。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

これら2つの条文は、憲法の基本的人権の諸規定のなかでも特に、日本国憲法制定前の明治憲法の下で展開された不幸な思想統制・表現統制の歴史の反省に鑑み、その憲法上の重要性を明示された条文である。2つの条文自体は、古典的なありふれた内容を保障するようにみえるその外見とは裏腹に、現代の社会においても、多様な価値を尊重し、民主主義社会の機能を左右する重要な役割を有する。

(2) これら2つの基本的人権のなかでも、民主主義を基本原則とする現在の社会において、表現の自由は、民主主義を活性化させる手段として不可欠な権利であり、最も重要な権利であるといえるであろう。憲法上も、その文意の上で、一切の表現の自由を保障している。憲法の基本的人権の諸規定のなかでも最高レベルの位置づけの保障を受けている。一方で、憲法は無制限な表現の自由を保障しているとはされていない。憲法がはたして明示しているように、「国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」う。特にここで注意を要するのは、電子掲示板やSNSなどのネット上で匿名または仮名で他人の権利を侵害するような表現のように、インターネット時代の今こそ再検討を迫られてきている表現の自由の分野があることである（本書●附則）。インターネット上では、匿名または仮名で他人の名誉や肖像等を侵害する表現がなされれば、ネットが瞬時に広範囲に伝播するだけでなく、いったん伝播された情報が削除されることがなく存続し続けることによって、被害では考え

福岡工業大学附属図書館

〒811-0295 福岡市東区和白東 3-30-1

TEL 092-606-0691（直通）FAX 092-606-7389